

## ○分野群及び分野並びに各種委員会委員選出に関する要項

(平成31年3月22日学長裁定)

(分野群及び分野)

- 1 上越教育大学教育研究組織規則（平成20年規則第1号）第7条第2項の規定に基づき、次の表のとおり分野群及び分野を置く。

| コース       | 領域     | 分野群   | 分野                     |
|-----------|--------|-------|------------------------|
| 学校教育深化コース | 文理深化領域 | 言語分野群 | 国語分野<br>英語分野           |
|           |        | 社会分野群 | 社会分野                   |
|           |        | 自然分野群 | 数学分野<br>理科分野           |
|           |        | 生活分野群 | 技術分野<br>家庭分野           |
|           | 芸能深化領域 | 芸能分野群 | 音楽分野<br>美術分野<br>保健体育分野 |

(各種委員会委員の選出)

- 2 専攻及びコースから各種委員会委員を選出する場合の基本的な考え方は、以下のとおりとする。
- (1) 学校教育深化コース及び国際理解・日本語教育コース以外のコースは、原則としてコース又は領域を単位として選出する。
  - (2) 学校教育深化コースは、前項の表の分野群又は分野から委員を選出する。この場合において、言語分野群の教員には、国際理解・日本語教育コース所属の教員を含めることができる。
  - (3) 教職キャリア支援コース所属の教員が他のコース等から委員に選出される場合は、教職キャリア支援コースからの選出委員を兼ねるものとして取り扱うことができる。

### 附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。